



TOKIO MARINE
ASSET MGT

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2026 年 5 月 28 日

東京海上・日本債券オープン（野村SMA向け）

追加型投信／国内／債券

- 本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本書により行う「東京海上・日本債券オープン（野村SMA向け）」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 5 月 27 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 5 月 28 日にその効力が生じています。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■委託会社 【ファンドの運用の指図を行う者】

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 361 号

設立年月日：1985 年 12 月 9 日

資本金：20 億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：2 兆 7,176 億円

（2026 年 3 月末現在）

■受託会社 【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先

東京海上アセットマネジメント株式会社

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く 9 時～17 時

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産（投資信託証券（債券（一般））	年 1 回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として「TMA日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. 主に日本の債券に投資します。

主に日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

※価格変動リスクを回避するため、先物取引等を利用する場合があります。

2. NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとして、ベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

3. ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

● イールド選択（金利選択）

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

● スプレッド選択

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い。）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高める等の戦略をとります。

● 銘柄選択

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネジャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。

<マザーファンドが対象とするインデックスについて>

・NOMURA-BPI（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）（総合）

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFRCCといいます。）が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。

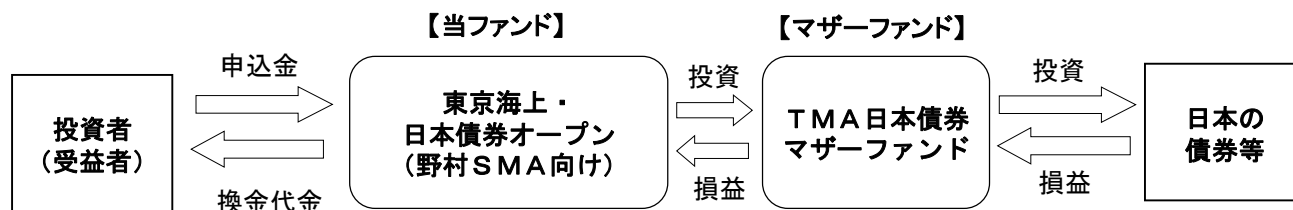
NOMURA-BPIは、NFRCCの知的財産です。NFRCCは、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に公社債等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

投資リスク

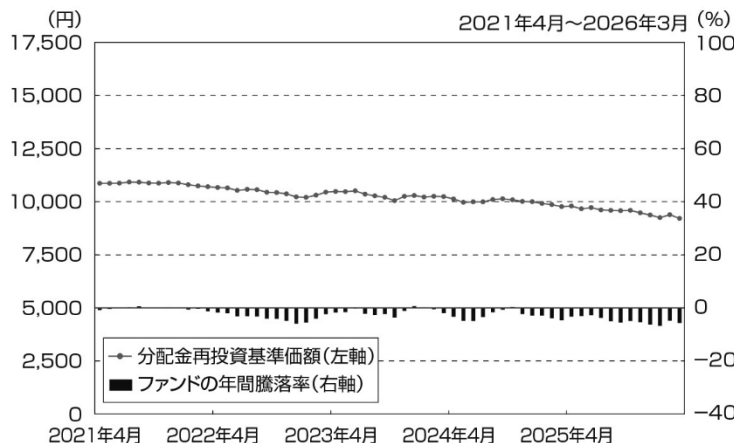
リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

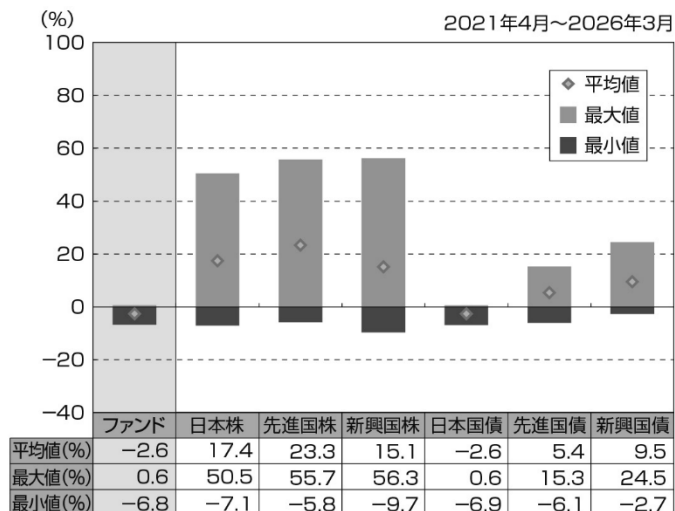
投資リスク

●参考情報

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株 : TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社(以下、J P X といいます。)(の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。

先進国株 : MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債 : NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 : FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 : JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

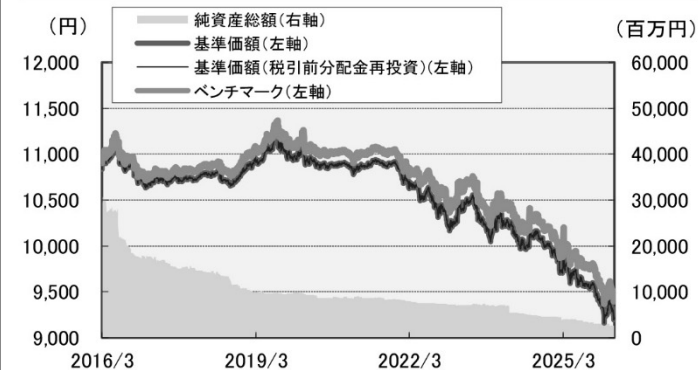
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

基準価額・パフォーマンス等の状況

基準価額・純資産総額の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	9,211 円
純資産総額	2,560 百万円

騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-1.86	-1.69	-3.80	-5.66	-11.82	-7.89
ベンチマーク	-1.83	-1.67	-3.84	-5.37	-11.83	-5.95

※ ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

第8期	2021年8月27日	0 円
第9期	2022年8月29日	0 円
第10期	2023年8月28日	0 円
第11期	2024年8月27日	0 円
第12期	2025年8月27日	0 円
設定来累計		分配実績なし

※ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別組入構成比率(%)

種別	ファンド	ベンチマーク
国債	64.7	84.9
地方債	-	5.9
政府保証債	-	1.3
金融債	-	0.3
事業債	32.2	6.3
円建外債	1.3	0.3
MBS・ABS	1.6	1.1
短期金融資産等	0.3	-
合計	100.0	100.0

保有債券の属性情報

	ファンド	ベンチマーク
残存期間(年)	9.69	10.23
修正デュレーション	7.94	7.84
クーポン(%)	1.38	0.99
最終利回り(複利、%)	2.37	2.19

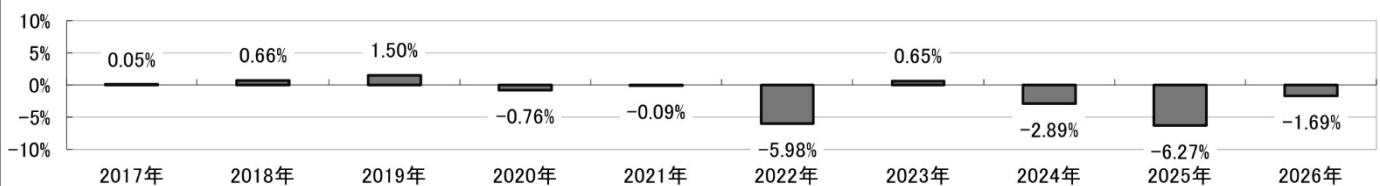
組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第480回利付国債(2年)	1.10	2028/1/1	11.7
2	第371回利付国債(10年)	0.40	2033/6/20	9.8
3	第194回利付国債(20年)	2.70	2045/9/20	8.7
4	第183回利付国債(5年)	1.60	2030/12/20	8.1
5	第195回利付国債(20年)	3.20	2045/12/20	3.5
6	第179回利付国債(20年)	0.50	2041/12/20	2.8
7	第88回利付国債(30年)	3.20	2055/9/20	2.6
8	第177回利付国債(20年)	0.40	2041/6/20	2.0
9	第18回利付国債(40年)	3.10	2065/3/20	2.0
10	第178回利付国債(20年)	0.50	2041/9/20	1.7

組入銘柄数 197

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
 ※「債券種別組入構成比率」および「組入上位10銘柄」の比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。また、保有債券の時価評価額を基に計算しています。ファンドの修正デュレーションは先物を含めて計算しています。
 ※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
 ※当年は昨年末と基準日の騰落率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1 円以上 1 円単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
購入の申込者の制限	取得申込者は、販売会社に S M A（セパレートリー・マネージド・アカウント）取引口座を開設した投資者等に限るものとします。
換金単位	1 口単位
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後 3 時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026 年 5 月 28 日から 2026 年 11 月 27 日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	ありません。
信託期間	2033 年 8 月 26 日まで（2013 年 12 月 4 日設定）
繰上償還	受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	8 月 27 日（年 1 回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。）
収益分配	年 1 回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1 兆円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ https://www.tokiomarineam.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は、2026 年 3 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 信託報酬率は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて決定した率を翌日から適用します。				
	新発10年固定利付国債の 利回り	委託会社* ¹ (税抜)	販売会社* ² (税抜)	受託会社* ³ (税抜)	合計
	0.5%未満の場合	年率0.17%	年率0.05%	年率0.02%	<u>年率0.264%</u> (税抜0.24%)
	0.5%以上1% 未満の場合	年率0.22%	年率0.05%	年率0.02%	<u>年率0.319%</u> (税抜0.29%)
	1%以上の場合	年率0.25%	年率0.05%	年率0.02%	<u>年率0.352%</u> (税抜0.32%)
* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価 * 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 * 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価					
その他の費用・ 手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用*、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。 * 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、純資産総額に対し、税込年率0.011%（上限年66万円）を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

手続・手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2026年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年8月28日～2025年8月27日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.37%	0.36%	0.01%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

また、当ファンドの募集の取扱いが登録金融機関による金融商品仲介により成立した場合は、当該登録金融機関は当社がお客様よりいただいた購入時手数料および販売会社として配分を受けた信託報酬のそれぞれ一定割合を受領いたします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	: 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号		
本店所在地	: 〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1		
連絡先	: 03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。		
加入協会	: 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会		
指定紛争解決機関	: 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	: 100 億円	主な事業	: 金融商品取引業
		設立年月	: 2001 年 5 月

○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔＜総合ダイヤル＞ 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔＜お客様相談室＞ 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)〕

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。